

都市整備政策課契約業者等選定委員会要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、埼玉県建設工事指名業者選定要領に定めるほか、都市整備政策課所管の業務の執行にあたり、契約業者等の適正な選定を図るため、課内に都市整備政策課契約業者等選定委員会（以下、委員会という。）を置くことを目的とする。

(任務)

第2条 委員会は、契約業者等の選定に関する必要な事項を審査する。

2 前項の審査は、「埼玉県建設工事請負等業者選定委員会」及び「都市整備部建設工事請負等業者選定委員会」において審査する事案の場合、参加資格制限のない一般競争入札により執行する場合、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号に定める理由により随意契約を締結する場合、埼玉県財務規則第171条に定める理由により契約局に見積依頼を行う物品購入の場合、その他契約業者が特定されるに相当の理由があると課長が認める場合は、要しないものとする。

(組織)

第3条 委員会の構成は、次のとおりとする。

委員長	都市整備政策課長
副委員長	調整幹
委員	副課長、総務経理担当主幹

(関係職員の出席)

第4条 委員会は、審査の内容について必要があるときは、関係職員の出席を求め、その説明または意見を聞くことができる。

(業者等の選定)

第5条 業者の選定に際し、当該事務を担当する者は、第6条の様式により内申を行うものとする。

2 委員会は、次の事項に留意して、業者等の選定を行うものとする。

- (1) 業者の確実性、信頼性
- (2) 業者の技術的適正
- (3) その他、契約履行に必要な条件

3 業者の選定、及び契約業者の決定方法については、委員会の審議に基づき、委員長が決定する。

(内申等)

第6条 内申は、次の各号に定める様式により行うものとする。

- (1) 一般競争入札公告案の参加資格要件の審査 様式1号
- (2) 指名競争入札の業者選定の審査 様式2号
- (3) 随意契約の業者選定、随意契約の理由の審査 様式3号

2 内申にあたっては、次の各号に定める様式に選定した理由を記載し、内申書に添付するものとする。

- (1) 建設工事及び建設工事に係る委託 様式4号
- (2) 前号以外の委託等 様式5号

(運営)

第7条 委員長は、会務を総理し、委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代行する。

2 委員会は、委員長が招集し、委員長が委員会の審議の議長となる。

- 3 委員会を開催するいとまがない場合は、委員全員の回議により審議することができる。
- 4 委員会は、委員会を組織するものの過半数の出席がなければこれを開くことができない。
- 5 委員長は、特に必要があると認める場合は、一部の委員を審議から排斥することができる。

(秘密の保持)

第8条 委員会の議事は非公開とし、委員会の内容又は職務上知り得た秘密は、これを漏らしてはならない。

(議事録等)

第9条 委員会の事務局は、その委員会の会議ごとにその審議概要を議事録にまとめ、入札終了後、契約の相手方が決定した後に、議事録の提供を希望する者に対し、都市整備政策課において情報提供を行うものとする。なお、入札を取りやめた案件については、入札やり直し後に契約の相手方が決定するなど議事録を公表しても差し支えない時期に提供する。

2 前項の情報提供を行う期限は、当該契約の締結日が属する年度の翌年度4月1日から5年間とする

3 第6条各号の資料は前項の期間は保存しなければならない。

4 第6条各号の資料のうち、埼玉県情報公開条例第10条第2号に規定する「法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」が記載された資料又は資料の当該情報は不開示情報のため機密扱いとする。

(事務局)

第10条 委員会の事務局は、総務経理担当に置く。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

(附則)

1 この要綱は、平成24年10月30日から施行する。

(附則)

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(附則)

1 この要綱は、令和6年11月1日から施行する。